

通 告

取 指  
定 扱

綴 書  
類

號番

官房第六七九號

同日一潜水艦ニ潜水艦救難用沈鐘船トシテノ

吳鎮長官宛

昭和二年五月十九日

大臣

訓令案

軍務局長

第一果長

第一課長

局員

大臣

次官

書記官

副官

(提案) 艦政本部長

總務部長

第一部長

第二部長

第三部長

第二課長

第二課長

軍令	艦政	法務	建築	經理	醫務	軍需	教育	次事	軍務	官房	海部
									5.17	5.17	受月日 發月日

昭和二年四月二十二日

起案者 捺印

捺印

捺印

捺印

捺印

捺印

捺印

捺印

捺印

捺印

捺印

捺印

捺印

本紙

2.5.18

2.5.17

2.5.18

5.12

2.4.23

3.1

3.1

3.1

3.1

設備新設、件、

吳海軍工廠ヲシテ首題ノ件左記ニ據リ施行セシムヘシ  
右訓令ス

記

一、工事要領

特務艦朝日ニ設備シタル潜水艦救難装置ヲ使用シ沈没  
潜水艦ヲ引揚クル目的ヲ以テ同日一潜水艦ヲ沈没船ト  
シテ使用スルヲ同艦ニ曰ク潜水艦ニ準シ潜水艦救難  
設備ヲ施スモノトス。尚詳細ハ海軍艦政本部長ヲシテ  
直接吳海軍工廠長ニ通牒セシム

一、時期

昭和三年三月末日迄ニ竣工ノコト

一、費目

艦船整備費潜水艦救難費支辨トシ金四萬圓  
 以内請求ヲ俟テ別途配付ス

終

起案單紙(乙)

書類

取扱  
指定

普通

1280

30

昭和二年八月六日起案

起案者  
捺印

28.9  
28.8  
28.7

日發付  
捺印

起案部  
主務局、部  
取扱者捺印  
發付後起  
案者捺印

(提案) 艦政本部長

第三部長

總務部長

大臣

次官

副官  
書記官

第二課長  
第一課長

高伊  
28.6

軍務局長

第二課長

局員

松山

經理局長

第一課長  
第二課長

軍令	艦政	法務	建築	經理	醫務	軍需	教育	人事	軍務	軍房	軍部
									8.8	8.8	受月日 發月日

電報訓令案

昭和二年八月八日

大

吳鎮長官宛

吳海軍工廠ヨリ軍艦天翔ニ重天幕新設方ニ事施行

官房第二三二番電報

八月八日午後二時十分發電

七シムベシ  
 貴支那事件費ニ五〇四以内請求候テ別途  
 配可ス

七  
 七